

### 第3章

## アルジェリア社会主義の再検討

アルジェリアは1962年7月5日、7年半にわたる独立戦争を闘い抜いた後に、政治的独立を達成した。それから30年経った現在、同国は従来の社会主義建設の旗を打ち捨て、市場経済の導入を図り、そしてFLN（民族解放戦線）による一党独裁制を廃止して複数政党制を確立しようと「開かれた政治経済体制」の確立に向けてさまざまな政治経済改革に取り組んでいる。こうした政策が打ち出されるに至った背景には、従来の強権的政治支配体制のもとで強行されてきた開発政治、すなわち地下天然資源の輸出収益を梃子にして一举に近代化を達成しようとしてきた外部指向的開発戦略が破綻し、その矛盾が今や覆いがたいまでに露呈したからに他ならない。

なかでもブーメディエン（Houari Boumédiène）大統領が取り組んできた社会主義開発路線の破綻は、独立後アルジェリアの歴史に治癒しがたいまでの痕跡を残すものであった。ブーメディエン大統領は、1971年に地下天然資源の国有化を断行し、80年度を離陸目標に掲げ3つの革命、すなわち工業革命、農業革命、文化革命を宣言した。1980年をターゲットとする離陸目標とは、①6歳～12歳児童の完全就学、②完全雇用の実現、③主要工業製品と食料の自給化の実現であった。同大統領が掲げた目標のうち6歳～12歳児童の完全就学はほぼ実現したものの、それ以外の目標のいずれもが完全に破綻し、数多くの社会的問題が噴出するに至った。こうした開発政治は、1979年、政権の座に就いたシャドリ現大統領によって軌道修正されつつも継承されているが、88年10月暴動および90年6月の地方選挙におけるFLNの無残な

敗北に示されているように、FLN のみならずアルジェリア社会そのものがきわめて大きな困難に直面していることを浮き彫りにしている。もちろん、かかる状況はアルジェリアのみに限定される個別的事象ではなく、第三世界全域における政治的・経済的問題として提起されている事象でもある。現在、NIEs は別として、第三世界における工業化の挫折、また所期の政治的・経済的理念=社会主義路線の放棄と経済の自由化をめぐってさまざまな論議が展開されている。と同時に、かかる状況下において、第三世界においては強権的政治支配に公然と異議を唱え、民主主義の復権を求める運動が高揚しており、こうした運動の社会的背景をめぐって多くの論議が展開されている。

以下、本章ではアルジェリアにみうけられる急激な政治経済改革、なかでも社会主義路線=政策変容のプロセスに限定して、現在のアルジェリアが抱えている社会的・経済的問題を分析してみたい。

## 第1節 社会主義路線の確立

### 1. FLN

アルジェリア独立戦争を指導した FLN の目的は、130 年間にわたるフランス植民地支配下において形成されたアルジェリア人としての民族意識を凝縮させ、反仏=反植民地支配をスローガンに掲げ、アルジェリアの国家的独立を達成しようとするものであった。それゆえ、1954 年 11 月 1 日の武装蜂起宣言は以下に示されるように、民族の壮大な叙事詩ともいべききわめて民族主義的ロマンチズムを鼓舞するものであり、その限りにおいて直接的に社会主義を指向するものではなかったし、独立後の具体的な政治経済体制を規定するものではなかった。

「FLN の主要な政治綱領は以下の点にある。

目的——民族独立を実現すること。そのためには、①イスラームの原則に

基づく主権ある民主的・社会的アルジェリア国家を再建すること。そして人種および宗教によって差別されることのない、あらゆる基本的自由が尊重される国家を実現すること。

国内目標 —— ①革命的民族運動を正しい軌道にのせ、われわれの現在の後退の要因である腐敗と改良主義のすべての痕跡を除去することによって、展望ある政治的雰囲気をつくりだすこと。②植民地制度を打破するために、アルジェリア人民の健全なエネルギーを結集し、組織化すること」<sup>(1)</sup>。

このように、11月1日の蜂起宣言は、独立後アルジェリアの未来像をイスラームに基づく国家=社会の建設に求めつつも、信教の自由を保証するものであったが、独立後に選択されるべき政治経済体制については何ら具体的に言及していない。とはいえ、当時の段階において、宗主国フランスとの連合を唱えるアッバス (F. Abasse) や、アルジェリア共産党 (PCA)、さらにアルジェリア最大の組織を誇りながらも党内権力闘争に明け暮れていた自由と民主主義の勝利のための運動 (MTLD) と決別し、わずか数名の無名の青年によって結成された FLN は、これら既成政党とは一線を画すものであった。なかでも FLN は、アルジェリアの領土的=国家的独立を明確な政治目標として掲げ、さらには独立を達成する手段は、もはや選挙や話し合いによってではなく武装蜂起以外にはありえないということを明確に打ち出した点は高く評価されなければならない。また、あらゆる既成政党と決別し、単独で武装蜂起を決行した FLN が圧倒的多数の国民の共感を獲得し、遂には FLN の存在そのものを否定していた既成政党が次々と FLN に合流するに至った理由は、FLN がアルジェリア人のアイデンティティーをイスラームに求めて政治的独立を指向したからであった。すなわち FLN は、1936年5月にベンバディスにより設立されたウラマー協会を中心として展開されていたイスラーム復興運動を自らのイデオロギー母体として独立運動を組織化することができたからであった。

アルジェリア共産党を除くすべての既成政党が FLN に合流した後の 1956 年 8 月 20 日に開催された FLN 党大会（スマーム会議）で採択された党綱領

は、当時、フランス政府が画策していたサハラ分離独立案を拒否し、サハラを含む全アルジェリア領土のフランスからの完全独立を政治目標に掲げ、独立交渉の基本的的前提条件を明確にした点において、それ以降のフランスとの交渉にきわめて重要な布石を打つものであった。だが、独立戦争のさなかにおいて開催された同会議の綱領は、基本的には11月1日の武装蜂起宣言の枠を越えるものではなかった。

## 2. 社会主義路線の確定とトリポリ綱領

かかる状況下において、独立後アルジェリアの具体的な政治経済体制を明確に規定したのは、FLNとフランス政府との間で1962年3月19日に停戦協定が締結されてから3ヵ月後の同年6月1日～7日、リビアのトリポリで開催されたアルジェリア革命国民評議会(CNRA)で採択されたトリポリ綱領(正式には民主人民革命を遂行するためのプログラム—Programme pour la réalisation de la révolution démocratique populaire)であった。同綱領は、先ずアルジェリア独立戦争の性格規定を行い、その中で7年半におよんだ独立戦争は以下の引用に示されるように民主人民革命であった、と規定している。

「何によってアルジェリア革命を規定することができるか？革命という言葉は、長期間にわたって誤って、しかも何ら明確な定義がなされることもなく使用してきた。だが、革命という言葉は多くの人民大衆を鼓舞し、彼らにとっては直観的に解放戦争以上の意味をもっているものとして受けとめられてきた。ここに欠落しているのは、革命の意味内容であり、何よりも革命にとって不可欠なイデオロギー的基礎についてである。

解放戦争の期間中には、解放運動にとっては大衆の革命的願望を燃え上げさせ、これを吸収することだけで充分であった。だが、戦争が終結し、独立が現実のものとなった今日においては、イデオロギー上のプランにおいて遅れをとってはならず、革命の内容を明確に定義することが重要である。すなわち、武装闘争からイデオロギー闘争にとって代わらなければならないので

ある。

民族独立を指向する闘争は民主人民革命にとって代わられなければならない。民主人民革命とは、社会主義の原則の枠内において国を意識的に建設することである」<sup>(2)</sup>。

このようにトリポリ綱領は、独立戦争を継承すべき革命を民主人民革命と規定し、社会主義革命とは規定していなかった。だが、民主人民革命の内容を保証する手段として社会主義の原則に則った国家建設を標榜し、民主人民革命を遂行していく上において、その政治的ヘゲモニーは人民が掌握すべきであるとして、以下のように述べている。

「アルジェリアにおける民主主義革命は見識あるただひとつの社会階級のみによって実現できるものではなく、人民によって、すなわち農民、労働者一般、青年、革命的知識人のみが遂行することができる」<sup>(3)</sup>。

また人民のヘゲモニーのもとで着手されるべき、具体的な社会・経済建設の枠組について以下のように定義している。「経済的発展と生活水準の向上に対する人民の願望は強く、これを否定することはできない。新しく独立を達成した諸国において、古典的自由主義の手段を採用することによって社会を真に変革していくことはできない。古典的自由主義は、市場を混乱させ、帝国主義に対する従属を強め、より富めるものの手にさらに富を移行させる」<sup>(4)</sup>。

以上みたように、トリポリ綱領は独立後アルジェリアが継承すべき革命を民主人民革命と規定している。そして具体的経済政策に着手するに当たり、自由主義的経済政策を否定し、経済の計画化を具体化することを以下のように指摘している。

「外国、特に先ず最初にフランスとの関係を根本的に変革し、独占的支配を除去すること、そして農村の構造を根本的に変革することによって国内の障害物を取り除くこと、人民の需要を満たすために工業化を達成すること。これがわが国の発展にとっての至上命令である。この目的を達成するためには、労働者の参加のもとにおいて、国家がわが国の経済を掌握し、計画を立案しなければならない。

計画経済こそが、必要とされている資本蓄積を可能にし、相対的に短期間の内に合理的な工業化を実現できるのであり、企業間の競争に基づく無益な浪費を食い止めることができる。……わが国が現在置かれている状況から判断するならば、経済の計画化に着手するに当たって、資本の欠如、技能を持った幹部の不足、文化的後進性といった障害が存在している。しかし、自由主義経済の枠内における停滞と経済計画化の双方の内、わが党は経済の計画化を選択する」<sup>(5)</sup>。

### 3. ベン・ベラ政権

トリポリ会議は7年半にも及んだ独立戦争に終止符を打ち、独立後の具体的政策の基本骨子を策定すべき重要な会議であり、先に検討した内容を基本骨子とする綱領が採択された。だが、独立後アルジェリアの社会経済政策の策定作業とは別の次元において、FLN 内部では熾烈な権力闘争が展開されていた。それは、FLN 自体が二重権力状態に陥り、両者間で独立後の新政府の人事をめぐって死闘が展開されたからである。すなわち、独立戦争の間、国内で戦闘に従事していた軍人を中心とする国内派と、国際舞台において外交戦に携わっていた国際派が多数を占める「アルジェリア共和国臨時政府」(GPRA) グループとの間ににおいて、独立後初の内閣の組閣人事をめぐって壮絶な闘いが展開されたからであった。トリポリ会議では、ベン・ベラ (Ben Bella, Muhammad) を盟主とする軍人グループ=国内派は多数派工作に失敗し、ベン・ベラを首班とする内閣は多数決で否決され、フェルト・アッバス (Abbas Ferhat) を首班とする新内閣が成立した。このためベン・ベラは、臨時政府をアルジェリアにおける最高決議・決定機関として認めることを拒否し、アルジェリア革命国民評議会を新政府の最高決議・決定機関として設置するよう提案した。

ベン・ベラの提案を拒否した共和国臨時政府は、独立式典3日前の7月2日、ベン・ベラを支えていた国民解放軍 (ALN) のブーメディエン大佐 (当

時), その他 2 名の司令官に対する解任決議を公表した。ベン・ベラは, 共和国臨時政府によるブーメディエン大佐解任決議が発表されると同時に共和国臨時政府と決別し, 7月 11 日, ブーメディエン大佐指揮下の軍隊を率いてベン・ベラの生地トレムセン (Tlemsen) に到着し, 独立アルジェリアの最高決議・決定機関として「政治局」(Bureau Politique) の設立を宣言した<sup>(6)</sup>。

独立を祝い, 鳴咽し, 狂喜する民衆の歓喜の叫びのただ中で, ベン・ベラによる「政治局」設立宣言が行われたことにより FLN は完全に二分された。独立戦争期間中, 国民解放軍は 6 つの軍管区 (wilaya) に組織されており, FLN の分裂を前にして軍も二分された。だが, 独立戦争最中に勢力を温存していたブーメディエン大佐は, ベン・ベラ擁立をスローガンに掲げアルジェ進軍を開始, ブガリー (Boughari) の戦闘で臨時政府軍を壊滅させアルジェに入城した。ブーメディエン大佐に支えられて臨時政府軍を打倒したベン・ベラは, 9 月 20 日, 国民投票を行い憲法制定国民議会を開設, 自ら大統領に就任, 9 月 25 日にアルジェリア民主人民共和国の樹立を宣言した。

FLN の精神的風土について, 先のトリボリ綱領は「FLN のイデオロギー的貧困さと, その間接的生産物である封建的・小市民的精神状態は, 将来のアルジェリア国家を原則上はともあれ, 事実上, 劣等かつ反人民的な官僚制国家に至らせしめる可能性がある」と指摘している。独立後の歴史は, トリボリ綱領が予言しているように, 劣等かつ反人民的な官僚国家の形成史に他ならない。だが, フランス植民地主義支配からの解放を志向する民族解放闘争の帰結が国民国家 (nation state) の形成にあった以上こうした権力闘争は避けがたい顛末でもあった<sup>(7)</sup>。

かかる FLN 指導部内における権力闘争を牽制することのできる勢力は, 不在であった。アルジェリア独立戦争は農民戦争とも命名されているように, 広汎な農民層, ことに土地のない貧農の参加なしには成立しない闘いであったが, 労働者・農民は独立戦争の政治的指導力を形成することはありえなかった。この点に関してクレッグは, 以下のように指摘している。

「都市や農村のプロレタリアートは, 国民解放軍の巨大な軍隊を構成して

いたが、永い7年間の戦争期間を通じて解放運動の指導的政治力を形成することはなかったし、こうした政治的な力のひとつとしてさえも登場することはなかった。かれらは独立アルジェリアで全く権力をもっていなかった」<sup>(8)</sup>。

しかし、FLNの傘下に置かれていたとはいえアルジェリアで最大の組織人員を擁していたのは、独立戦争のただ中の1956年に結成された「アルジェリア労働総同盟」(UGTA)であった。アルジェリア労働総同盟は、農村ではなく都市における労働者を中心に組織されていたので、都市部を拠点とするフランス軍の厳しい弾圧の対象とされ軍事的には大きな役割を果たすことはできなかった。だが、独立直前には「アルジェリア国内において既に確実な基盤を持った組織を形成し、傘下の労働者は1962年7月時点において約30万人に達しており、社会的・政治的重要性を獲得していた。多くの指導者はフランスの労働総同盟(CGT)やその他のヨーロッパ諸国で訓練を受けたマルクス主義的傾向を帶びていた」<sup>(9)</sup>。

アルジェリア労働総同盟は7月～9月にかけてアルジェリアが内乱の危機に見舞われた際、これを独自で阻止するだけの政治的力量を持合わせていなかったが、FLN指導部の無益な権力闘争を糾弾し、「7年間でたくさんだ」、「われわれにパンをよこせ」等のスローガンを掲げ都市部でデモを組織した。と同時に増長されつつあったベン・ベラに対する個人崇拜に反対し、「ただ一人の英雄=人民」のスローガンを掲げて独自の運動=自主管理運動を展開したのであった<sup>(10)</sup>。

#### 4. 自主管理運動

ベン・ベラ初代大統領は、ブーメディエン大佐が統率する国民解放軍を母体として権力を掌握した。同大統領は就任スピーチの中で、民主人民革命の遂行を国民に約束したが、独立直後の社会的・経済的混乱のただ中において何ら具体的な経済政策に着手することなく、労働総同盟が自然発的に開始した自主管理運動を追認し、政府の強力な統制下に置こうとしたのであっ

た。だが同政権は、成立後3年目を迎える間もなく、1965年6月19日、かつての「盟友」ブーメディエン大佐=国防相が企てたクーデターによって脆くも崩壊するに至った。

アルジェリアにおける自主管理運動の成立過程に関しては、自然発的に生まれた運動体であるとする見解、またFLNが目的意識的に着手した運動であるとみなす見解があるが、後の歴史が示しているようにFLNは強権的手段を行使して労働者が自主的・目的意識的に取り組んだ自主管理運動を壊滅させ、政府の主導下に組み込んでいった。それゆえ自主管理運動をFLNが取り組んだ政策として捉えることはできない<sup>(11)</sup>。

自主管理運動は、エビアン協定(独立協定)がアルジェリア・フランス双方によって調印された1962年3月段階においては全く予期されていなかった事態、すなわちフランス人入植者(コロン)約100万人が、独立直前にアルジェリアから一斉に脱出したことによって生まれた所有者不在の財産(biens vacants)をアルジェリア労働総同盟傘下の労働者が自主的に管理・運営する運動に着手したことに端を発する運動であった<sup>(12)</sup>。

すなわち内乱の危機が高まり、FLN指導部での権力闘争が激化する中で、労働総同盟傘下の労働者は戦火で荒廃した農村に行き、コロンに雇用されていた農業労働者を組織し、自ら農耕に従事し、経営委員会(comité de gestion)を設立した。こうした運動についてクレッグは以下のように述べている。

「1962年の夏から秋にかけて、労働者によって構成される経営委員会が多く工場や農場に設立された。かれらの当面の目標は、生産を再開すること、そして雇用を創り出し国民の財産を守ることであった。そして長期的には、その論理からして社会・経済機構のひとつの慣例を打ちたてることであった」<sup>(13)</sup>。

また、シャリアンは当時の状況を描き「巨大な自主管理運動は、革命的な労働運動の指導者、なかでもサンディカリストによって展開されたものである。毎週、鉄道労働者はアルジェ近郊のミチジャ農場に行き、自主管理農場で働いている農民のトラクターを修理した」<sup>(14)</sup>と述べている。

こうした農業部門における自主管理運動は、工業部門においても繰り広げられた。とはいえる自主管理運動の対象とされた農場は、コロン経営下に置かれていたブドウ栽培地を中心とする「近代的農業部門」のみであり、アルジェリア人大土地所有下に置かれていた「伝統的農業部門」はその対象から除外された。また工業部門における自主管理運動もその対象領域は、きわめて限定されたものであった。というのは、工業部門において設立された経営委員会は、1965年12月段階でわずか507委員会のみであり、これら自主管理企業傘下の労働者総数は1万4935人にしかすぎなかったからである<sup>(15)</sup>。

工業部門における自主管理運動が限定したものにならざるをえなかつたのは、ほとんどの巨大な外国企業はアルジェリアでの活動を続行するため、アルジェリアから退去しなかつたからである。退去したのは小資本で雇用人数も少ない個人企業家のみであった<sup>(16)</sup>。こうした事態に直面したベン・ベラ大統領は、労働者による自主管理運動を追認し、1962年10月22日に独立後初めての政令を出して所有者不在の農地に経営委員会を設立することを命令した。同政令の主旨は、ベン・ベラ政権が樹立されるまでの期間アルジェリアの行政を担当していた臨時行政府が同年8月24日に出した政令を踏襲するものであり、各県の知事に対してフランス人コロンが打ち捨てていった所有者不在の農地の徴発を認め、コロンが帰って来るまでの期間、知事をこれら財産の経営者として認める、というものであった。と同時に、労働者によって開始された自主管理運動に対する規制枠組を設定することを目的とするものであった。

さらにベン・ベラは、10月22日政令に引き続き11月23日政令を公布し、政府によって設立される経営委員会の対象領域を農業部門から工業部門（鉱業部門も含む）に拡大する一方、知事に所有者不在の財産の売買と取引、さらに労働者による占拠を禁止し、これを無効とみなす権限を与えた。このことによって、これまで自主管理運動に参加した労働者によって自主的に選出されていた経営委員会のメンバーは、政府による任命制に置き換えられ、自主管理運動は管理運動に変質していった。と同時にこの間、ベン・ベラはアル

ジエリア共産党をはじめ、全ての野党政党に解散命令を出し、FLN一党独裁制を実現していった。すなわち、62年11月にアルジェリア共産党に対して解散命令を出し、63年11月にはブーディアフ (Boudiaf, Mohamed) の指導する社会主義革命党と社会主義者勢力戦線に対して各々解散命令を出す一方、反対勢力に対する弾圧を強化していった。

## 5. ベン・ベラ社会主義

このようにベン・ベラは、下から開始された自主管理運動を政府の管理下に置いた後、1963年3月18日政令<sup>(17)</sup>を公布し、自主管理の組織および運営形態を以下のように規定した。

- (1) 償還請求がなく、所有者不在の財産であるとみなされたあらゆる財産は、国有財産とみなされる。
- (2) 操業を中止しているあらゆる企業、および活動を縮小したあらゆる企業は、所有者不在の財産とみなされる。
- (3) 政府の許可なくして所有者不在の財産を所有している者は何人であれ厳重に処罰される。
- (4) 上記のごとく規定された所有者不在の財産は、大統領府 (présidence du conseil) の管轄下に置かれる。

さらにベン・ベラ大統領は、3月18日政令に引き続いて3月22日政令<sup>(18)</sup>を公布し、以下の内容を骨子とする自主管理下の農場・企業の組織・運営形態を規定した。

- (1) 自主管理組織は労働者総会 (assemblée générale des travailleurs) により運営される。
- (2) 自主管理組織は労働者協議会 (conseil des travailleurs) を設立する。
- (3) 自主管理組織は、各経営単位ごとに1人の議長 (directeur) を置き、議長の統括下に経営委員会 (comité de gestion) を設立する。
- (4) 経営委員会は1名の経営委員会議長を選出する。

同政令に従って組織・運営形態に言及するならば、自主管理下に置かれた組織は以下のように運営される。すなわち、各経営単位のなかで労働者総会は自主管理組織の基本を構成し、臨時雇用労働者を除く全ての常雇労働者により構成される。そして労働者総会は労働者協議会のメンバーを選出し、労働者協議会は経営委員会のメンバーを選出することとされた。ただし労働者協議会は、従業員が30人以上の経営単位においてのみ設立される。経営委員会は、労働者協議会の執行機関であり5人～11人のメンバーにより構成され、企業運営の監視、経営方針作成を担当するものとされた。そして各自主管理組織の議長は、政府=大統領府によって任命されることとされた。

3月18日政令および3月22日政令の公布によって、フランス人コロンが打ち捨てていった所有者不在の財産は全て国有財産に組み込まれ、自主管理組織は労働者の代議制（労働者総会一労働者協議会一経営委員会）と国家管理を組合せた組織運営形態として規定された。同政令によれば、労働者によって民主的に選出された経営委員会の議長は、政府によって任命される議長（directeur）に補佐されることになっていたが、ペナシュヌーが指摘しているように「政府によって任命された議長と、労働者によって選出された経営委員会の二重管理制度の中で、政府によって任命された議長が、労働者によって選出された執行部よりも強力な権限を持つようになった」<sup>(19)</sup>のであり、労働者による自主的な管理・運営は否定された。

農業部門自主管理は、農業省管轄下に1963年3月に設立された農業改革局（ONRA-Office National de la Réforme Agraire）に統括された<sup>(20)</sup>。農業改革局は、自主管理部門全体で必要とされる投入財の供給と生産物の流通を統制した。だが「自主管理農場では、各分野ごとの予算配分が皆無であったこと、農業改革局の経営・管理能力が未熟であったこと、さらに給与システムが乱用され、同部門の経営組織の官僚化が急速に進行した」のであった。そしてリヴィエールが指摘しているように「労働者総会は、その役割を完全に奪われて機能を停止してしまった」<sup>(21)</sup>のである。このため、当然のことながら労働生産性および農業生産性のいずれもが、著しく下落するに至った。

と同時に指摘しておかなければならないのは、フランス人コロンが打ち捨てていった所有者不在の農地は全て国有財産に組み込まれ自主管理農場として組織化されたが、アルジェリア人所有のもとに置かれていた私的所有部門の土地は、独立以前の状態に放置されたままであり、自主管理の対象から除外された、ということである。自主管理部門農場と私的所有部門の農地分布は第1表に示されているように、自主管理部門農場の面積は270万ヘクタールに対して私的所有部門の農地面積は720万ヘクタールに達する。ここで問題とされなければならないのは、双方の農地面積の比較ではなく、社会主義を謳歌するベン・ベラ政権下において、私的所有部門で生活を営む貧農層の生活を改善する具体的方策が何ら打ち出されなかったということである。

私的所有部門における土地所有分布は、第2表からも明らかのように

第1表 アルジェリアの土地分布（1967年）  
(単位: ha)

私 有 地	.....	7,200,000
自 主 管 理 農 場	.....	2,700,000
回 教 徒 共 有 地	.....	2,500,000
国 有 地・自 治 体 保 有 地	.....	9,500,000

(出所) Tami Tidafi, *L'Agriculture Algérienne et ses perspectives de développement*, パリ, F. Maspero, 1969年, 41ページ。

第2表 私有地の所有分布（1967年）

(単位: ha)

耕作地規模	耕作者(戸主)	耕作地面積
1 ha 以下	110,000	50,000
1 ~ 10 ha	340,000	1,340,000
10 ~ 50 ha	179,000	3,260,000
50 ~ 100 ha	16,000	1,050,000
100 ha 以上	8,450	1,500,000

(出所) 第1表と同じ。

きわめて偏在しており、約64万人の耕作者（戸主）（その家族人員は約700万人）が同部門に依存している。同部門は、シャリアンが指摘しているように「如何なる生産手段の改善も不可能な状態に閉じこめられていた」<sup>(22)</sup>のであり、圧倒的多数の貧農によって構成されていた。

同部門は、フランスによる植民地支配下においてコロンが経営する農場に対する労働力の供給源であった。だが、独立後においても自主管理農場に対する労働力の供給源としての地位に甘んじなければならなかった。私的部門の労働者は、自主管理農場で季節労働者として、あるいは臨時雇用労働者として働き、労働者総会に出席する権利もなく、賃金、労働条件等あらゆる側面において自主管理部門における常備労働者と比較して著しい差別待遇を受けざるをえなかった。これに対して自主管理部門の労働者は、先に触れたように国家によって自治権（経営参加権）を剥奪されたとはいえ、私的土地位所有部門出身の労働者に対しては相対的に恵まれた地位を国家によって保証されていた。それゆえ後に検討するように、国家セクターの労働者によって構成されていたアルジェリア労働総同盟は徐々に体制に組み込まれ、単一労組としての特権を享受し、労働者を管理する労働組合に変質していくのである。

## 第2節 ブーメディエン政権と社会主義

### 1. ブーメディエン政権

ベン・ベラ政権は「自主管理を制定した3月政令は、社会主義建設を希求する労働者にとって歴史的勝利であり、さらに全世界の労働者の期待を担うものである」<sup>(23)</sup>として自画自賛していた。しかし先に検討したように、同政権が取り組んだ社会主義経済建設の中軸は、農業部門を中心とする自主管理運動のみであり、きわめて限定されたものであった。なによりもベン・ベラ時代には、エビアン（Evian）協定によって独立アルジェリアにおけるフラン

ンスの特権的な経済的権益が保証されている中において、地下天然資源および基幹産業部門のほとんど全てが旧宗主国フランスの独占資本の支配下に置かれていたため、トリポリ綱領で規定されていた主権国家の存立を保証する条件さえ備わっていない状態に置かれていた。ヒンカーが指摘しているように、エビアン協定は「アルジェリアにとっては独立達成の道であったが、フランスにとっては独立アルジェリアに対する新植民地主義的支配の願望を表現した」<sup>(24)</sup> ものであった。このため、独立アルジェリアの国内には、「高利貸的帝国主義」＝フランスの銀行網が張りめぐらされたままであった。確かに、造幣局と中央銀行（BCA）は存在していたが、アルジェリア通貨（DAーディナール）は通貨としての機能を果たさず、フランス・フランが通貨としての役割を担っていた<sup>(25)</sup>。

かかる状況下においてベン・ベラ政権は成立後3年を経ずして、1965年6月19日、ブーメディエン国防相が企てたクーデターによって脆くも倒れた。政権の座に就いたブーメディエン国防相は、ベン・ベラ時代の議会、すなわち憲法制定国民議会を解散し、アルジェリア革命国民評議会（CNRA）を設立、自ら同評議会議長に就任した。以降、同政権は1978年12月、ブーメディエン議長が死去するまでの13年間存続した。ここでは、ブーメディエン政権が取り組んだ外国企業と地下天然資源の国有化および社会主義経済建設に関する政策を中心に検討してみたい。

ベン・ベラに代わって政権を掌握したブーメディエンは、先ず最初に金融網の整備に着手し、フランス系金融資本の国有化措置を断行した。1966年7月6日、革命評議会は政令を布告して「アルジェリア国立銀行」（BNA）を創設した。と同時にフランス系の「アルジェリア・チュニジア不動産銀行」（CFAT）の国内における60支店を国有化し、国立銀行に吸収・併合した。またフランス系の「工業・商業銀行」（CIC）、「パリ国立銀行」（BNP）、「パリ・オランダ銀行」（BPP）のアルジェリア国内における支店網全てを国有化して「アルジェリア国立銀行」に併合した。さらに1966年12月には「アルジェリア人民銀行」（CPA）を、翌67年10月には「アルジェリア対外銀行」（BEA）

を設立し、金融網の国有化を完成した<sup>(26)</sup>。

さらに 66 年 9 月 15 日、旧投資法を改正して新投資法を公布した<sup>(27)</sup>。同投資法は、第 1 章で「国民経済にとって特に重要であると認められる部門に対する投資計画の主導権は、国家が掌握する」と規定されており、国内における全ての投資は「国家投資委員会」の許認可制のもとに置かれた。同投資法は、実質的には国外からの投資と、国内における民間部門投資を著しく制限するものであり、民間部門の投資活動は衰退の一途を辿っていった。投資法が大幅に改正されるためには、1990 年 4 月 14 日に国民議会で採択された「通貨・信用法」を待たなければならなかった<sup>(28)</sup>。

金融網の国有化を完成したブーメディエン政権は、1971 年 2 月 24 日には地下天然資源の完全国有化と同時に、外国石油会社の株式の 51% 取得を断行した。こうしたラディカルな国有化措置は、独立アルジェリアが自国の経済的資源に対する主権国家としての所有権と支配権を確立したものであり、エビアン協定で明文化されていた旧宗主国フランスに対するアルジェリアの従属的経済関係を断ち切った革命的措置であった。この点に関して 1971 年 12 月 13 日に公布された「企業の社会主義的機構に関する憲章」は以下のように述べている。

「革命的権力に課せられている緊急任務とは、社会主義建設を達成するために前もって行うべき諸条件を整えるということである。すなわち、安定した揺るぎない国家を建設し、革命の諸目的を実現するために必要不可欠とされる手段を獲得し、民族の富を取り戻し、経済を建直し、企業の財政状態を改善して必要とされる利益を増大させなければならない。かくしてアルジェリアは、独立を揺るぎないものとし、社会主義的経済の発展の基礎を創出し、経済に対する支配を強化することができる」<sup>(29)</sup>。

## 2. 重化学工業化戦略

このようにブーメディエン政権は、外国企業および地下天然資源の国有化

第3表 アルジェリアの開発投資配分（1967～78年）

(%)

	1967～69	1970～73	1974～77	1978～79*
農業	16.9 (20.6)	14.9 (12.0)	13.2 ( 7.3)	( 7.9)
工業	48.7 (53.6)	44.7 (57.4)	43.6 (60.7)	(61.2)
社会	13.7 (18.8)	26.7 (18.5)	25.9 (17.4)	(20.2)

(注) ( ) 内は、実際の投資配分。

\* 1979年度は投資計画は不在であり、この数字は78年度の投資のみを示す。

(出所) Ministère du Plan de l'Aménagement du territoire, *Statistiques 1976～78*, アルジェ, 1979年。

を断行することにより、強固な国家を構築し「社会主義的経済の発展の基礎を創出し、経済に対する支配を強化」する前提条件を整えた。そして1973年に発動されたOPECの石油戦略によってもたらされた膨大な原油輸出収益を梃子として重化学工業化政策に着手したのであった。冒頭で触れたように、重化学工業化政策のターゲット＝離陸年度は1980年に設定され、第3表に示されるように膨大な原油輸出収益が重化学工業部門に投下された。

農業革命と結合した工業化の実現という開発戦略は、すでにトリボリ綱領において明文化されていたが、ブーメディエン政権は外国企業および地下天然資源の国有化を断行し、膨大な原油輸出収益を梃子として現実に着手することのできる客観的基盤を整えたのであった。ブーメディエン政権は重化学工業化を具体化するに当たり、1965年に世界銀行にプランの作成を依頼した。だが革命評議会は、「世銀が作成した開発プランは自立的開発政策を志向するアルジェリアの意志と両立しない」と判断したため採用されなかつた。このため革命評議会は、ソ連のゴスプラン(GOSPLAN)に開発プランの作成を依頼した。ソ連政府はアルジェリアにミッションを派遣し開発プランを作成、革命評議会はこれを承認した<sup>(30)</sup>。このプランはド・ベルニスによってモデル化されているが、その基本理念は、農業と工業の生産性を同時に高め、それと同時並行的に雇用創出を図り、加速度的経済成長を達成することに置かれており、工業化誘発産業(industries industrialisantes)として命名されている。この点に関してド・ベルニスは以下のように述べている。「工業化

誘発産業の基本的経済機能は、労働生産性を向上させることのできる新たな機械設備を一国全体に配置することによって、工業化誘発産業をとり囲む環境全体に産業を誘発すること、すなわち一定の地域において、しかも一定の期間内に工業母体と生産諸機能を体系的に墨で塗り潰していくこと、当該地域全体を経済的・社会的に再編成すると同時に、行動諸機能 (fonction de comportement) を根底から変革していくことを意味する」<sup>(31)</sup>

ベナシュヌーが論究しているように、こうした開発モデルを具体化するために必要とされる基本的条件は以下 4 点に置かれていた。その 1 は、資金=融資セクターを設立する必要性。その 2 は、計画を実行することのできる強力な機構を樹立することの必要性。その 3 は、価格および所得政策の確定。その 4 は、農業改革の必要性であった<sup>(32)</sup>。

上記 4 条のうち「資金=融資セクターを設立する必要性」は、同政権が断行した地下天然資源の国有化措置および石油戦略の発動により満たされたといえよう。実際アルジェリアの炭化水素収益は、第 4 表に示されるように、石油戦略の発動を契機として急激に増大していることがわかる。こうした膨大な原油輸出収益は、重化学工業部門に集中的に投資された。

また「計画を実行することのできる強力な機構を樹立することの必要性」は、革命評議会による権力掌握、そして革命評議会直属のもとに設立された約 50 社にのぼる巨大な国営企業によって、その前提条件が満たされた。この点に関して注目されるのは、ブーメディエン政権は効率的かつ強力な経済運営を行うため、カレソンが指摘しているようにテクノクラート主導型の官僚的行政機構を構築するに至ったということである。この点につきカレソンは次のように指摘している。

「ベン・ベラ時代の官僚的政府をそのまま継承したブーメディエンは、独自の計画を持っていなかったが、専門的知識や効率性に関してはプラグマティクな理解を示した。……ブーメディエンは、官僚的行政機構の主要ポストにフランスで教育を受けたテクノクラートや専門家を任命した。こうしたテクノクラートや専門家こそが、経済計画を実現してくれるものと考えてい

第4表 輸出総額の中で炭化水素が占める割合

(単位: 100万ディナール)

年度	炭化水素輸出総額(A)	(A) / 輸出総額 (%)
1963	2,168	57.9
1964	1,933	53.9
1965	1,690	53.7
1966	1,819	59.3
1967	2,605	72.9
1968	2,909	71.0
1969	2,979	70.0
1970	3,505	70.4
1971	3,149	74.8
1972	4,816	82.3
1973	6,206	83.0
1974	18,261	93.2
1975	17,273	93.1
1976	21,097	95.0
1977	24,391	96.2
1978	24,082	96.2
1979	35,578	97.4
1980	56,344	97.1
1981	54,041	98.1
1982	54,513	94.5
1983	60,490	94.6
1984	64,241	95.1
1985	68,031	96.1

(出所) *Statistique (Série Statistique), 1978*,  
第15号, Office National des Statistique,  
35~49ページより作成。

たのであった。当初の段階において、ブーメディエンはこうしたテクノクラート集団が独自の利益と価値観を持ったひとつの社会階級を構成するに至り、他の諸階級の利益に対して敵対的存在になるとは予想だにしていなかった。それどころか、民族主義に陶酔していたブーメディエンは、こうしたテクノクラート集団は、特殊な才能を持った公共の下僕であり、アルジェリア民族の大義を実現してくれるものと考えていたのであった」<sup>(33)</sup>。

きわめて中央集権化した行政機構により計画経済は実行に移されたが、後に触れるように跛行的ともいえる重化学工業部門偏重の投資によって所期の目的を達成することはできず、1978年になると開発計画の全体的な見直し作業をせざるをえない事態に直面するに至った。

他方、製造業を中心とする民間部門は、投資が規制されたため著しく衰退していった。民間製造業部門の企業数は、1982年段階において 5707 企業、従業員総数は 5 万 7945 人にしかすぎない。雇用構成比は、1 人～4 人を雇用する企業が全体の 32.6%、5 人～19 人が 49.89% も占めており、50 人以上雇用している企業は、全体の 5% にもみたない<sup>(34)</sup>。こうした民間部門に関する研究は少なく、統計資料もほとんどないが、チキが指摘しているように、「民間部門は国営企業に比べれば非常に多くの零細企業に細分化されており、労働者の賃金も比較にならないくらい低い。労働条件、社会保障およびそれに関連する法律、労働組合等あらゆる面において冷遇されている」<sup>(35)</sup> のである。

後に触れるようにシャドリ政権は、1987年12月31日の国民議会において「国営企業の経営自治に関する法」を採択し、国営企業の民営化措置に着手するが、ブーメディエン時代の国営企業主導型の開発戦略は、まさに民間企業不在ともいえる状況を生み出すに至った。

### 3. 労働者国家の宣言

膨大な原油輸出収益を背景とし、きわめて中央集権化されたテクノクラート行政機構によって推し進められた経済計画は、中央司令型の経済運営を意味するものであった。と同時にアルジェリア独立を担った労働者・農民の自主的・主体的経営参加の道を閉ざすものでもあった。

かかる事態に対して労働者の抵抗がみられなかったわけではない。たとえばアルジェリア労働総同盟傘下の港湾労働者は、1968年11月7日～69年1月15日にかけてゼネストを行い、政府に対して賃金値上げ、労働条件改善、社会保障制度の改善を要求した。これに対して革命評議会は「労働者の

利益を裏切る暴挙」であるとして、ストライキに直接介入し、アルジェリア労働総同盟に解散命令を出した。そして同年5月5日、革命評議会のヘゲモニーのもとで第3回アルジェリア労働総同盟大会を開催し、中央執行委員71人のうち64人を更迭し、総同盟をFLNの忠実な組織として再組織した<sup>(36)</sup>。以降、単一労組アルジェリア労働総同盟は、1989年2月23日に国民投票で新憲法が採択され、結社の自由が認められるまで単一政党FLNの指揮下における単一労組としての特権を享受し、労働者の権利ではなく政府=FLNの権益を擁護していく上で絶大な役割を担ったのである。この点についてアルジェ大学のチキは以下のように指摘している。

「アルジェリアでは、労働者自らが闘争を展開し労働組合を獲得したわけではない。労働組合の規約、総会、代議員の選択は政府に一任されており、労働者が直接これに関与することはなかった。政府は労働者に対する管理・支配を強化するため、政府の息のかかった組織によって労働者階級を管理しようとしたのであり、労働者自身による決定権は認められなかった……アルジェリアの労働者階級は、政府から独立した組織も、独自の表現手段も持合わせていなかった。……またアルジェリア労働総同盟には、労働者の立場から意見を述べるような組合指導者はただの1人も存在しなかった」<sup>(37)</sup>。

このように労働組合活動は政府=FLNの絶対的ともいえる監視下に置かれた。このため、アルジェリアにおける労働争議は末端組織の労働者が行う「山猫スト」という形態のもとで多発するようになる。とはいえ、1977年には「アルジェリア全土を震撼させ、国民の意識を根底的に変える」ような労働争議も発生している<sup>(38)</sup>。

このように、労働者の経営参加権を奪いながらも、先に引用した「企業の社会主義的機構に関する憲章」は、社会主義と資本主義の相違について以下のように指摘している。

「社会主義社会における労働者は、国家すなわち人民に帰属する。労働者はまた社会主義的企業が生み出す諸結果に具体的に関与し、企業の経営に協力する権利を有する。社会主義的企業内における労働者の努力の果実は、資本

主義的制度の下におけるように利潤を極大化するために、また搾取階級の富を増大するために没収されることはない」<sup>(39)</sup>

また同憲章は、搾取・被搾取関係のない企業経営形態は自主管理による企業運営であり、これまでの自主管理を大幅に改善する必要があるとして以下のように述べている。

「革命的権力は、自主管理部門を根底的・体系的に改革しなければならない。すなわち、官僚的強制を廃絶し、非中央集権化を実現し、自主管理に関する概念を再検討し明確なものとしなければならない。そして労働者の権力を樹立しなければならない」

同憲章はまた、労働者の権力を樹立する具体的方策は各々の社会主義的企業=公団ごとに設立される経営委員会および労働者総会 (*assemblée des travailleurs*) であると規定している。具体的には、労働者総会は3年毎に7人～25人で構成される労働者協議会のメンバーを選出する。選挙に際しては、定員の倍数の候補者を4人の選挙管理委員会が推薦する。選挙管理委員会のメンバーは、FLN代表が2人、労働組合代表が1人、国営企業代表が1人、計4人によって構成されることとされ、労働者協議会は年4回開催され、企業経営および労働組合に対して助言・忠告を行うものとされていた。だが、公団の総裁を含む経営者は当該省庁の任命制であり、労働者は年に1回開催される労働者総会に出席し、総裁に意見を述べる権利が保証されているのみであり、労働者が経営に参加する具体的な手続きは何ら規定されていなかった<sup>(40)</sup>。

#### 4. 農業革命と社会主義

重化学工業部門に対する跛行的な投資を行いつつも、ブーメディエン政権は1971年11月8日に「農業革命憲章」を公布、72年2月に農業革命を宣言着手、72年6月7日には「農業共同組合法」を公布した。農業革命の必要性は、トリポリ綱領でも最優先事項として確認されていたが、先に触れたよ

うにフランス人コロンが打ち捨てていった近代的農業部門は自管理下に移行されたものの、アルジェリア人所有下の私的部門（伝統的部門）は放置されたままであった。1971年に行われたセンサスによれば、私的農業部門の農民層の約72%が「生存のために必要とされる最低限の生活すら保証されていない状態」<sup>(41)</sup>に置かれていた。

農業革命について、1976年6月27日の国民投票で採択された国民憲章は「自国の農業生産物に対する食糧の自給」を保証することが農業革命の基本的使命であるとして以下のように述べている。

「農業は当初の段階においては食糧の自給を達成するために闘わなければならぬ。だが、農業は自給率の達成を課題とするだけではなく、蓄積の源泉にならなければならない。……農村の機構と組織を変革することによって、農業革命が変革目的としているのは農村の人間であり、農業の社会主義化なのである。……活力に満ちた農業革命は、政治的・社会的な役割を遂行する農民の能力を向上させ、社会主義革命の自覺的要素と国の調和のとれた発展の原動力となっている」<sup>(42)</sup>。

1972年2月に開始された農業革命の第1段階は、農業革命基金（FNRA—Fond National de la Révolution Agraire）の創設を目的として、国有地、地方自治体所有地、イスラーム共同体の保有地（habous）約800万ha（ヘクタール）のうち、約300万haの農地（可耕地の約10%）が同基金に徴収=国有化され、4万5000人（戸主）の貧農に分配された。

第2段階は、同年9月に開始され、不在地主と大土地所有者の農地が国有化=没収された。ただし、大土地所有者で農耕に従事している場合は補償金が支払われた。大土地所有者の農地に関する規定は、地域によってそれぞれ異なっていた。第2段階で国有化された農地は63万2000ha、このうち36万3000haが3万500人の貧農に配分された。農地を没収された不在地主は1万7000人、大土地所有者は4900人であった。第2段階に引き続きステップ地帯の放牧地が、さらに森林が農業革命の対象とされた<sup>(43)</sup>。

ブーメディエン大統領が「命運」を賭けて取り組んだ農業革命を遂行する

ための組織に関して、先の国民憲章は以下のように述べている。

「投資と生産構造を拡大し、最善の経営を行い、さらに社会関係を完全に変革することを目的として着手された農業革命の目的は、以下の点に置かれる。

- (a) 新しい管理形態を導入し、社会主义村の建設を行い社会関係を変革すること。
- (b) 農産物の流通政策および労働の成果に見合った報酬を保証する価格に支えられた生産と結合した業務の組織化を実現すること。
- (c) 労働者の効率的な参加を実現し、土地の細分化と闘い、新しい管理方式をさらに改善し、生産手段と生産技術を近代化すること。

..... 中 略 .....

農業革命によって確立される管理形態の中で、協同組合は農業の社会主义化を具体化し、拡大することの可能な民主的協同方式である」<sup>(44)</sup>。

難解かつ龐大な国民憲章を解釈することはきわめて困難であるが、同憲章によって明文化された農業革命とは、不在地主、大土地所有者の農地を国有化し、そこに協同組合方式による農業生産組織＝社会主义村を建設することを意味していた。

実際、国有化された農地には、開拓者グループ (GMV)、農業革命生産農業協同組合 (CAPRA)、共同耕作農業協同組合 (CAEC)、自治体ビニールハウス農業協同組合 (CAPCS) に編成され、従来の自管理部門農場はそのまま維持された。

農地面積はアルジェリアの国土面積 2 億 4000 万 ha の 3% = 749 万 6230 ha でしかない。しかもこのうち耕作地は約 67 万 ha のみであり、そのうちブドウ栽培と果樹栽培地が大半を占めており、食糧生産に充当される土地は牧草地と草原の一部、そして休耕地のみであり、きわめて限定されたものとなっている。農業革命が着手されたにもかかわらず、アルジェリアの食糧自給率は 1970 年以降、急激に下落し、今や世界最大の食糧輸入国に転落するに至っている。1969 年の食糧（小麦）の自給率は 70% であったが、78 年には 40%，89 年には 30% へと低下している。食糧自給率が低下した要因のひとつ

に、急激な人口増加を挙げることもできるが、1ha 当りの穀物生産は絶対的に下落しているという点に留意しておかなければならぬ。1ha 当りの穀物生産高は 250～500kg（1982 年）であり、世界平均 1000kg を遥かに下回っている<sup>(45)</sup>。

1ha 当りの穀物生産は絶対的に下落しているにもかかわらず、サハラ以南のアフリカ諸国に見受けられるような飢餓は発生していない。それどころか 1 人当りの食糧消費は確実に増大している。ヤシールおよびアブドゥーンの研究によれば、1955～80 年の期間にアルジェリア人 1 人当りの穀物消費は、147kg から 185kg に増大しており、馬鈴薯は 24kg から 34kg に、砂糖は 17kg から 22kg にそれぞれ増加している。また、1 人当りの貨幣所得も 1969 年の 1200DA（ディナール）から 79 年には 3400DA に増加している<sup>(46)</sup>。こうした消費生活の改善が可能となったのは、原油輸出収益をもって食糧輸入を賄うことができたからであった。

確かに農業革命の開始とともに、協同組合部門や自主管理部門は機械化され、化学肥料も大量に消費されるようになった。だが、この過程において協同組合部門や自主管理部門の農業は政府の手厚い財政援助のもとに置かれ「採算を無視した農業部門へと肥大化」していくといった点を看過してはならない。たとえば、同部門へ政府が配属した輸入価格 6 万 5000DA のトラクター（65CV 型）は、2 万 8000DA で引き渡され、差額は政府補助金によって充当された。また、同部門の労働者の賃金も 1970 年には 7.5DA（1 日）であったが、80 年には 33DA に引き上げられている。このため、生産価格は著しく上昇したにもかかわらず、消費価格は政府補助金によって低価格政策が維持された。1969 年の小麦の生産価格指数を 100 とすれば、80 年の生産価格は 235 に上昇している<sup>(47)</sup>。

こうした中で国民憲章の内容とは逆に 1970 年以降、荒廃する一方の農村での生活を打ち捨てて都市へ流入する農民が急増する一方、食糧の輸入が同国の経済運営にとって最大のネックに転化するに至った。1966 年の都市化率は約 30% であったが、80 年には約 50% にも達しており、今や都市はもはや

吸収することの不可能な人口を抱えるに至った。まさにこうした状況の中において、1988年10月暴動に象徴される都市暴動の要因が形成されるに至ったのであった。

### 第3節 経済危機とシャドリ政権下の改革

#### 1. シャドリ政権と経済改革

1979年1月、シャドリ大統領が政権の座に就いたとき、アルジェリア経済は深刻な危機に立ち至っていた。13年間も続いたブーメディエン時代の独裁的支配のもとで、行政機構も経済運営システムも完全に動脈硬化現象を起こしており、長期間続いた耐乏生活の中で国民の不満は極限に達していた。

こうした状況下において、シャドリ大統領は「よりよい生活を！」をスローガンに掲げ、以下3つの経済改革に着手した。その1は、巨大国営企業の分割＝編成であり、その2は、ブーメディエン時代の農業政策の見直しであった。そしてその3は、分割された国営企業の民営化措置であった。

先ず国営企業の分割について、シャドリ大統領は、1980年5月3日に開催されたFLN中央委員会に「1970年～80年の経済活動の総括」<sup>(48)</sup>を提出し、従来の経済開発政策の全面的な総括を行い、以下の点を批判している。

第1の批判は、炭化水素公団(SONATRACH)に代表される巨大国営企業に対して行われた。すなわち、SONATRACHに代表される巨大国営企業約10社は、ブーメディエン時代に組織的に急激に肥大化し、「国家の中の国家」とも命名され、国家権力を凌ぐほどの企業に成長ていたからであった。ちなみに、SONATRACHの従業員数の推移をみると、1970年時点における従業員数は、約3万7000人でしかなかったが、80年には約10万人に膨れあがっていた。また鉄鋼公団(SNS)の従業員数は約8万人に達していた。同中央委員会でブラヒミ(Brahimi Abdelehamid)国土整備・計画相(当時)は、

SONATRACH は、1970 年～79 年の期間に工業部門に対して行われた総投資額の約 60%，対外累積債務の約 50%を消費しながら、80 年離陸目標を達成するどころか、経営の非効率と官僚的放漫経営が顕著となり、著しい経営難に陥っている、と指摘した。実際、重化学工業化政策は破綻し、アルジェリアの輸出品目構成の 98%近くが石油・天然ガスであり、同国経済は完全なまでの単一資源輸出国に特化していたのであった。

さらに同相は累積債務に言及し、1970 年度の累積債務は 14 億ドルにしかすぎなかつたが、79 年には 266 億 3000 万ドル、約 18 倍に膨張した、と指摘した。なおアルジェリアの累積債務は、第 5 表に示されるように、1989 年には 289 億ドルに達しており、従来にも増して危機的様相を深めている<sup>(49)</sup>。

こうした事態を改め、国営企業の経営効率を高めるため、シャドリ大統領は 1980 年から 84 年までの期間に巨大国営企業の分割を断行したのであった。たとえば、SONATRACH は 12 社に、SNS は 9 社に、ガス公団 (SON-ELGAZ) も 9 社に分割された。こうして、この間に分割され新たに設立された企業は 474 社にのぼった。

第 2 の批判は、ブーメディエン時代に開始された農業革命に対して行われた。同中央委員会でブラヒミ国土整備・計画相は、1980 年現在、約 6000 単位

第5表 アルジェリアの対外累積債務

(単位：億ドル)

年度	1985	1986	1987	1988	1989	1989/1988 (%)
長期債務	208.25	225.80	246.96	240.36	245.55	+ 2.2
－うちOECD	162.74	177.05	189.18	181.27	183.82	+ 1.4
－OECD以外	39.97	39.50	45.74	45.48	45.09	- 0.9
多国間	5.54	9.26	12.03	13.61	16.64	+22.3
短期債務	20.97	32.33	36.77	33.80	45.50	+28.7
債務総額	229.22	258.13	283.73	274.17	289.05	+ 5.4
債務返済額	53.36	51.47	40.70	60.90	70.89	+16.4

(出所) *Maghreb Sélection*, 第 661 号, 1991 年 9 月 25 日, 2 ~ 3 ページ。

の農業協同組合を数えることができるが、このうちの 60%が深刻な経営難に陥っていると指摘した。さらに、可耕地の約 50%が、農民の都市への流出によって放置されたままになっている、と報告している<sup>(50)</sup>。

疲弊した農村を放棄して都市に流入してくる農民の群れは、都市問題を肥大化させ大きな社会問題を生み出すものとなっている。1970 年の都市人口は、全人口の約 20%にしかすぎなかった。だが、1980 年現在の都市人口は約 40%に膨張しており、事態を放置しておくならば、2000 年の都市人口は、全人口の 70%以上になるものと推定されている。これに加えて、先に触れたように食糧の自給率は著しく低下しており、農業問題は、アルジェリア経済にとって最大のネックとなっている。

シャドリ大統領は、こうした壊滅的ともいえる農業を再建するため「第1次 5 カ年計画」(1980~84 年) 実施期間中に、以下の農業再建策に着手した。

その 1 は、従来の自主管理農場と農業革命部門農場の双方を併合し、新たに社会主義農業部門 (DAS : domaine agricole socialiste) を創設したことである。と同時に、農場 1 単位当たりの経営面積を従来の平均 1140ha から 770ha に縮小し、経営の軽量化=効率化を図り、穀物を除く農産物の作付けおよび販売を自由化した<sup>(51)</sup>。

その 2 は、農業の民営化の試みである。すなわちシャドリ政権は、社会主义農業部門の内、かつて国有化=没収された農地で、未だ協同組合農場として組織されていない農地の民間への払い下げと、開墾地の私有を認可する政策を打ち出した。だが、農地の民間への払い下げ作業は、1991 年現在も進行中であるが、数多くの不正事件が発生しており、社会問題となっている。

その 3 は、1982 年 6 月に設立された「農業・農村開発銀行」(BADR) に象徴されているように、農業に対する信用供与の方策が具体化されたことである。同行は、農民への資金供与、なかでも協同組合設立資金、農地および農機具購入資金の供与を目的として設立されたものであり、何よりも農業の再生を目的として設立された。

第6表 主要農産物生産の推移（1986～90年）

(単位：1000トン)

	1986 / 87	1987 / 88	1988 / 89	1989 / 90	1990 / 91 (予測)
穀 物	2,058	1,023	2,200	1,610	2,290
乾 燥 野 菜	62	35.7	48	25	60
飼 料	1,168	635	1,000	500	—
畑 野 菜 <sup>1)</sup>	2,997	2,962	2,742	2,700	3,260
工 業 作 物 <sup>2)</sup>	197.5	254.9	306	268	—
果 実	902	1,035	881	940	—

(注) 1) 馬鈴薯、トマト、大蒜、玉葱、メロン、西瓜。

2) トマト、煙草。

(出所) *Maghreb Sélection*, 第640号, 1991年3月20日, 3ページ。

しかし農業再建を目的として着手された政策は、何ら危機を開拓するものとなっていない。それどころか、第6表からも明らかのように、農業生産は著しく下落さえしている。だが、こうした政策の基本は、従来の国家セクター偏重の政策を改め、小規模な協同組合を中心とした農業経営を実現し、それと同時に、民間セクターを重視する政策を具体化することに置かれている。この点に関して、1986年1月16日の国民投票で採択された新国民憲章は以下のように述べている。

「社会主義的性格を備えた公共セクターを樹立し、生産手段の社会化(socialisation)を行うに当たって、私有財産と民間部門の経済的・社会的諸問題が提起された。民間セクターの位置と役割は、以下の原則のもとで明確にされなければならない。すなわち、私有財産は、社会的支配力を持つようになってはならないということ、また同様に生産手段の所有者と労働者の関係が榨取・被榨取の関係を築くものであってはならない、という原則である。社会主義は、非榨取的私有財産を容認するものであり、これを社会機構と開発計画の中に統合するものである」<sup>(52)</sup>。

このように新国民憲章は、旧国民憲章とはきわめて対照的に、非榨取的私有財産を認め、民間セクターは社会主義と両立するものであるとしている。こうしたオリエンテーションは、以下に述べる国営企業の民営化措置および

市場経済の導入政策と関連を持っている。

## 2. 国営企業の民営化

国営企業の分割・再編成を終えたシャドリ大統領は、1985年12月にFLN臨時党大会を開催し、非効率な国営企業の経営を根本的に改善するために「経済運営に対する国家の干渉の縮小」を呼びかけた<sup>(53)</sup>。そして、国民議会に「国営企業の経営自治拡大に関する法案」を提出した。同法案の基本的目的は以下の5点に置かれていた。すなわち、その1は生産性の向上であり、その2は生産コストの縮小、その3は生産設備の有効利用、その4は企業の採算性の確立、その5は企業の国際競争力の強化と輸出の増大、であった。1987年11月17日に行われた内閣改造を契機に、社会主義計画経済の象徴的存在であった国土整備・計画省を廃止し、これに代わって首相府に経済改革審議会を設立した。というのも、巨大国営企業の分割によって、企業経営の軽量化は実現されたものの、分割された企業は依然として所轄省庁の複雑で、非効率な縦割行政の管理下に置かれたままであり、所期の目的を達成するには程遠い状態に陥っていたからであった。だが、「企業の経営自治拡大に関する法案」は、従来の社会主義計画路線を全面的に否定するものであり、FLN内の意見は二分された。このため同法案が国民議会に提案されてから2年後の1987年12月12日によく採択された<sup>(54)</sup>。

国民議会で採択された同法案の採択を具体化するため、1988年6月23日に「参加基金」(Fond de Participation)による新たな企業運営形態が発表され、「参加基金」と命名される持株会社の第1回設立総会が開催された。「参加基金」による経営方式は、「民営化でもなく、国営化でもないアルジェリア独自の経営形態」<sup>(55)</sup>である、とされているが、一種のホールディング・カンパニー形式による企業運営形態である。

同総会のメンバーは、ブラヒミ(Brahimi Abdelehamid)首相(当時)を総裁とする14人の現職閣僚と2人の閣外者、計16人によって構成されている。

同基金の傘下には、以下の8基金が設立が設立され、それぞれ責任者（administrateur）が任命された。

①食品工業・漁業基金、②鉱物・炭化水素・水資源基金、③資財基金、  
④建設基金、⑤化学・石油化学・薬品基金、⑥エレクトロニクス・通信・情報  
基金、⑦繊維・皮革・靴・家具基金、⑨サービス基金、以上8基金である<sup>(56)</sup>。

これら各産業分野をカバーする8基金は、政府から派遣・任命される5人  
から9人のメンバーによって運営される。また、各基金は1企業の株を40%  
以上所有することはできないが、最低限3社、最高4社の株を40%まで所有  
することができるとされている。

また、同基金の設立は恒久的措置ではなく、企業の独立採算性が確立され  
るまでの暫定的措置であり、存続期限は9年とされ、総資本額は3000万  
DA、1株10万DAとされている。そして基金に再編された企業の運営の最  
高決議・決定機関は、取締役会（conseil d'administration）であり、同取締役会  
は原則として7～12名、例外的措置として1人の取締役によって構成・運営  
される。取締役のうち、2人は政府が派遣するが、労働者代表として同じく  
2人の参加が認められている。

「企業の経営自治拡大に関する法」の名のもとに企業の民営化に向けての  
政策が着手されたのと歩調を合わせるかのように、1985～86年にかけて産油  
国アルジェリアを襲撃したオイル・グラッド、さらに1990～91年にかけて  
発生した湾岸危機は、シャドリ政権に予期せざる打撃を与えた。先ずオイ  
ル・グラッドに起因する原油価格の下落によって1985年度の炭化水素輸出  
収益は急激に落ち込み、輸入も対前年度比で一挙に34.4%に抑制された。厳  
しい輸入抑制政策がとられる中で、国民の経済状態は急激に悪化し、物不足  
が深刻な状態になる一方、闇市場は同国の市場シェアの60%を占めるまでに  
拡大した<sup>(57)</sup>。こうした中において、ストライキは続発し、経済的混乱は社会的・政治的混乱を誘発するに至った。その象徴的ともいえる事件が1988年  
10月、同国の首都を席巻した10月暴動であった<sup>(58)</sup>。

また、対外累積債務もきわめて危機的様相を呈するに至った。1989年5月

21日、ゴザリ経済相（当時）は、「1988年度のデット・サービス70億ドルに対して炭化水素輸出収益は68億ドルでしかなく、デット・サービスは総輸出収益の95%に達した」と述べた<sup>(59)</sup>。

また、カスディ・メルバ首相（当時）は、1989年6月3日、FLN機関紙とのインタビューで「1985年～89年の経済目標は達成できなかった。……雇用創出目標70万人に対して、実際に雇用創出は約35万人にしかすぎなかつた」<sup>(60)</sup>と述べ、失業問題が同国にとって最大の問題に転化していると警告している。

かかる脈絡の中でシャドリ大統領は、1990年4月14日の国民議会で「通貨・信用法」の採択に漕ぎつけた。同法は、シャドリ政権発足以来の最大の懸案事項のひとつであったが、これまで議会において否決され続けていた。

同法は、国外からの資金の流入を狙ったものであり、相互互恵の原則のもとに、外国の金融機関がアルジェリア国内に支店を開設することを認め（第3部 第127条～第130条）、非居住者がアルジェリア国内において基幹産業部門（運輸、通信、エネルギー、軍需）以外のすべての産業部門に投資を行い、経済活動を営むことを認めている（第181条～第183条）。さらに第184条では、外国企業の国外送金も容認している<sup>(61)</sup>。

### 3. 戒厳令の布告と政治的危機

以上みたように、シャドリ政権は経済再建に向けて大胆な改革に着手した。だが、同国を襲撃したオイル・グラッドは、未曾有の経済的・社会的混乱を招いた。かかる危機を開拓するため、シャドリ大統領は10月暴動の直後に開催したFLN臨時党大会において、党機構を大幅に改革する一方、1989年2月23日には、新憲法を国民投票によって採択し、これまでの一党独裁制に終止符を打ち、複数政党制を導入すると同時に、結社（association）設立の自由を認めた<sup>(62)</sup>。

新憲法の規定に基づいて1990年6月12日、独立後はじめて、複数政党制

に基づき地方選挙が行われたが、「イスラム救国戦線」(FIS)は48県の内32県で、市町村議会1541の内853市町村を制し、与党FLNは惨敗した<sup>(63)</sup>。

地方選の敗北を契機として、FLNは組織的に分裂直前の状態に陥った<sup>(64)</sup>。さらに、湾岸危機の発生とともに、イスラム救国戦線を中心とするイスラミストは多くの国民の蓄積された不満を組織化して巨大な反政府運動を展開し、シャドリ大統領の退陣と大統領選挙を要求するに至った。シャドリ大統領は、こうしたイスラミストの要求に対して1991年6月27日に、国民議会選挙を行うことを約束したが、あくまでも大統領辞任要求は拒絶し続けていた。だが、1991年5月下旬から6月にかけてFISは、大統領選挙と国民議会選挙の延期を要求してゼネストを呼びかける一方、首都アルジェをはじめとする全国主要都市でデモを組織した。6月4日には、アルジェでデモ隊と軍が衝突、多数の死傷者を出した。かかる事態に対してシャドリ大統領は、軍隊に出動を命令すると同時に、6月5日にはアルジェリア全土に戒厳令を布告した。戒厳令の布告期間は明示されていないが、これと同時に1989年9月に首相に就任したハムルーシュ(Mouloud Hamrouche)内閣は総辞職、これに代わってゴザリ外相(Sidi Ahmed Ghazali)が首相に就任した。ゴザリ新首相は6月8日、1991年12月までに大統領選挙および国民議会選挙を行うことを約束した<sup>(65)</sup>。

## おわりに

独立後29年目を迎える現在、アルジェリアの政治・経済状況はきわめて巨大な危機的様相を呈している。シャドリ大統領が取り組んでいた民主化政策は、たとえ一時的にせよ挫折せざるをえない状況に立ち至っている。

1991年6月27日に予定されていた国民議会選挙は、直前の6月5日に発動された戒厳令とともに延期されたからである。さらに6月30日深夜には、FLNを凌ぐほどまでに政治勢力を伸張させていたFISの指導者マダニ

(Abassi Madani) 師, ベルハッジ (Ali Benhadji) 師をはじめとする 1293 人の幹部が逮捕された。7月 7 日には, FIS の組織調整委員会委員長のモハメッド・サイド (Mohammed Saide) 師をはじめとする幹部 3 人が逮捕されると同時に, FIS 党員の嫌疑をかけられた 5870 人の市民が, 軍に喚問された。また戒厳令が解除される直前の 9 月 27 日には, FIS の再建を図っていたハサニ (Abdelkader Hachani) 師も逮捕された。

この間, 軍によって逮捕された FIS 党員数は, 少なくとも 8000 人にのぼるものと推定される。こうした, FIS に対する徹底的ともいえる弾圧により, 同党は指導者を失い, 壊滅的状況に立ち至っている。かかる状況下において, シャドリ大統領は, 10 月 15 日, 年末の 12 月 26 日に国民議会選挙を行うことを決定した。しかし, 10 月 13 日の議会では, ゴザリ (Sidi Ahmed Ghazali) 首相が提案した選挙法は否決され, FLN 党員の専一的支配下に置かれている議会と同内閣の間において対立が顕在化するに至っている。

他方, シャドリ大統領は, 戒厳令布告直前の 5 月 28 日, 突如, FLN 議長を辞任し, 大統領の地位のみに留まることを宣言した。同大統領の FLN 議長辞任によって, FLN=軍=議会を統括する地位にあったシャドリ大統領は, 形式的には FLN の枠外において, 国防と外交にのみ専念する存在となつた。

だが, シャドリ大統領が任命したゴザリ内閣にせよ, ゴザリ内閣の合法的 意思決定の範囲を逸脱した軍による FIS 弾圧にせよ, その全ての決定は, シャドリ大統領自身によって行われている。もちろん, かかる状況に対して, 軍による政治的ヘゲモニーの確立を指摘する見解も存在するが, いずれにせよ, 従来の政治プログラムからは予測困難なドラマチックな事件が展開されようとしている。

これに加えて, 同国を襲撃している経済的危機は, 約 290 億ドルに達する 対外累積債務に示されているように, もはやアルジェリア独自の努力では解決不能な局面に立ち至っている。

かかる現状は何に起因するのか。アルジェリアの危機をめぐってさまざまな論議が展開されている。アルジェリアの場合, 同国はサハラ以南の諸国と

は異なり、豊富な地下天然資源に恵まれた国である。それゆえ、資源の有効配分を行ひえなかつた FLN の開発政策の誤りを指摘する意見も少なくない。しかし他方、人権を無視して進められた開発政治そのものを矯正することのできる社会的勢力が、何ゆえに不在であったのか、という点をめぐっても論議が展開される余地がある。この点に関して指摘しておかなければならぬことは、膨大な炭化水素の輸出収益が同国の社会的規範を崩壊させ、独立戦争のただ中において培われた理念=規範を崩壊させる大きな要因に転化した、ということである。かかる事象は、単一政党=FLN 指導部において顕著であり、物質的豊かさのみを強調する社会主義の旗を掲げ、国民に幻想と妄想と夢を語り続けつつ、同党が利権集団化していくうえで無視しえない要因を構成している。

かかる状況を他の誰よりも逸早く認知し、政治行動の立ち上がったのが、FLN と同一の母体、すなわち、かつてのフランス植民地支配下の非人道的社会状況に対する告発をすることによって生まれたイスラームを母体とする FIS であった。とはいへ FIS は、軍による苛酷なまでの弾圧に曝されており、今後、沈黙を守り続いている多くの国民の動向が注目される。

#### [注]

- (1) "Proclamation du Front de Libération Nationale (le 31 octobre 1954)," *Les archives de la révolution algérienne, rassemblées et commentées par Mohamed Harbis*, パリ, Editions Jeune Afrique, 1981 年, 101~103 ページ。
- (2) "Projet de Programme pour la réalisation de la révolution démocratique populaire adopté à l'unanimité par le CNRA à Tripoli en juin 1962," *Texte Fondamentaux du Front de Libération Nationale 1954~1962*, アルジェ, Ministère de l'Information et de la Culture, 1979 年, 64~65 ページ。
- (3) 同上 65 ページ。
- (4) 同上 71 ページ。
- (5) 同上 72~73 ページ。
- (6) Chaliand, G. ; J. Mince, *L'Algérie indépendante*, パリ, François Maspero, 1972 年, 23~26 ページ。
- (7) 同上書 19 ページ。

- (8) Clegg, I., *Workers Self-Management in Algeria*, ロンドン, Modern Reader, 1971年, 44ページ。
- (9) 同上書 49ページ。
- (10) 同上書 60ページ。
- (11) 自主管理運動に関しては以下を参照。  
 Guérin, Daniel, *Algérie qui se cherche*, パリ, Présence Africaine, 1964年 / Teillac, Jean, *Autogestion en Algérie*, パリ, Edition J. Peyronnets, 1965年。
- (12) Clegg, 前掲書, 51ページ。
- (13) 同上書 45~46ページ。
- (14) Chaliand ; Minces, 前掲書, 33ページ。また、自主管理運動に関しては以下を参照。  
 宮治一雄 『アルジェリア社会主義と自主管理農場』アジア経済研究所 1978年。
- (15) *La situation économique de l'Algérie*, La documentation française, Secrétaire Général du Gouvernement, no. 3406~3407, パリ, 1967年, 46ページ。
- (16) Benachenhou, A., *Planification et développement en Algérie 1962~1980*, E. N., 1980年および *La situation économique de l'Algérie*, 46ページ。
- (17) Décret no. 63~88.
- (18) Décret no. 63~95.
- (19) Benachenhou, 前掲書, 32ページ。
- (20) 同上書 36ページ。
- (21) Rivier, F. "L'Autonomie des unités agricoles du secteur socialiste en Algérie," *Annuaire de l'Afrique du Nord* 1974, パリ, Centre National de la Recherche Scientifique, 1974年, 254ページ。
- (22) Chaliand ; Minces, 前掲書, 131ページ。
- (23) "Les résolution du congrès des ouvriers (mars 1964)," M. Raptis, "Le dossier de l'autogestion en algérie," *Autogestion*, cahier no. 3, パリ, 1967年, 139~143ページ。
- (24) M. Hinker, M., "Les aspects économiques des accords d'Evian," *Economie et politique*, 1961年6月, 21ページ。
- (25) *La situation économique de l'Algérie*, 75ページ。
- (26) 国有化のプロセスに関しては、以下を参照。  
 Doucy, Arthur; Francis Monheim, *Les révolutions Algériennes*, パリ, Fayard, 1972年。
- (27) 投資法の分析は以下を参照。  
 Akkache, Ahmed, *Capitaux étrangers et libération économique : l'expérience algérienne*, パリ, F. Maspero, 1971年。

- (28) "Loi no. 90. 10 du avril 1990 relative à la monnaie et au credit," *Journal officiel de la République Algérienne*, no. 16.
- (29) "Charte de l'organisation socialiste des entreprises," *Journal officiel de la République Algérienne, Démocratique et Populaire*, 1971年12月13日, 7ページ。
- (30) Ecrement, Marc, *Indépendance politique et libération économique*, アルジェ, ENAP / OPU (ALGER), 1986年, 56ページ。
- (31) de Bernis, G. Destanne, "Les industries industrialisantes et les options Algériennes," *Revue du Tiers-Monde*, 第47号, 1971年7,9月号, 31ページ。
- (32) Benachenhou, 前掲書, 24ページ。
- (33) Farsoun, Karen, "State Capitalism in Algeria," *Middle East & Information Project (MERP REPORTS)*, 第35号, 1975年, 6ページ。
- (34) Hadjseyd, Hahrez, "Quelques aspects de l'évolution du secteur privé industriel," *La revue du CE. N. E. A. P.*, 第2号, 1985年6月, 61ページ。
- (35) Chikhi, Said, "La classe ouvrière aujourd'hui en Algérie," *Le temps moderne*, 第432~433号, 1982年, 65ページ。
- (36) Centre Nationalde la Recherche Scientifique, *Annuaire de l'Afrique du Nord 1969*, 1971年, 468~469ページ。/Centre Nationalde la Recherche Scientifique, *Annuaire de l'Afrique du Nord 1970*, 1970年, 304ページ。
- (37) Chikhi, 前掲論文, 67ページ。
- (38) "La classe ouvrière en Algérie," *Le temps moderne*, 第432~433号, 1982年, 67ページ。
- (39) "Charte de l'organisation socialiste ……," 8ページ。
- (40) 同上 11ページ。
- (41) "Elément d'information économique sur l'algérie en 1972," *Économie et Politique*, 第45号, 1974年11月, 53ページ。
- (42) *Charte Nationale du peuple algérien*, パリ, Editions Socialisme, 1976年, 124ページ。
- (43) 農業革命のプロセスについては以下を参照。  
Benamrane, J., *Agriculture et développement en Algérie*, アルジェ, SNED, 1980年。
- (44) *Charte Nationale du peuple* ……, 216ページ。
- (45) Yachir, Fayçal ; Rabah Abdoun, "Dépendance Alimentaire, Croissance Agricole et Équilibre Externe en Algérie," Centre Nationalde la Recherche Scientifique, *Annuaire de l'Afrique du Nord 1984*, 1986年, 535ページ。
- (46) 同上論文 536ページ。

- (47) 同上論文 537 ページ。
- (48) *Marchés tropicaux*, 1980 年 3 月 9 日, 1083 ページ。
- (49) "Algérie-Endettement et valorisation du prix du gaz," 同上誌, 1982 年 10 月 29 日, 2887 ページ。
- (50) 同上誌, 1980 年 3 月 9 日, 1083 ページ。
- (51) Ecrement, 前掲書, 313 ページ。
- (52) "La Charte Nationale adoptée par Referendum du 16 janvier 1986," *Journal officiel de la République Algérienne Démocratique et Populaire*, 1986 年 2 月 16 日, 113 ページ。
- (53) 拙稿「アルジェリア社会主義と経済危機」(『海外事情』拓殖大学海外事情研究所第 12 号 1988 年 12 月) を参照。
- (54) *El Moudjahid*, 1987 年 12 月 15 日。
- (55) *Maghreb sélection*, 第 425 号, 1986 年 6 月 11 日, 3~4 ページ。
- (56) 同上誌 4 ページ。
- (57) "L'Algérie face au contre-choc pétrolier," *Maghreb Machrek*, 第 112 号, 1986 年 4, 5, 6 月, 95 ページ
- (58) 宮治一雄 「現地でみたアルジェリア暴動とその背景」(『世界週報』1988 年 11 月 8 日, 15 日) 参照。
- (59) *Marchés tropicaux*, 1989 年 5 月 26 日, 1444 ページ。
- (60) *El Moudjahid*, 1989 年 6 月 3 日。
- (61) "Loi No. 90~10 du avril 1990 relative à la monnaie et au credit," *Journal officiel de la République Algérienne*, 第 16 号, 1990 年, 450~473 ページ。
- (62) "Loi no. 89~11 du 5 juillet 1989 relative aux association à caractère politique," *Maghreb Machrek*, 第 123 号, 1990 年 1 月号, 200~204 ページ。
- (63) 宮治一雄 「アルジェリアの地方選挙」(『現代の中東』アジア経済研究所 第 9 号 1990 年 9 月)。および、拙稿「イスラムの台頭と FLN の対応」(『マグレブ』1991 年 2 月) 参照。
- (64) 拙稿「アルジェリア社会の規範崩壊」(『海外事情』拓殖大学海外事情研究所第 11 号 1990 年 11 月) 参照。
- (65) *Marchés tropicaux*, 1991 年 6 月 7 日, 1438~1439 ページ。